

平成二十一年一月十三日受領
答 弁 第 三 号

内閣衆質一七一第三号

平成二十一年一月十三日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出イランで発生した邦人誘拐事件に係る政府による身代金の支払いに関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出イランで発生した邦人誘拐事件に係る政府による身代金の支払いに関する
質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の報道については承知している。

二について

お尋ねの政府関係者については、把握していない。

三及び五について

平成十九年十月イラン南東部において中村聡志氏が誘拐された事件（以下「イランにおける邦人誘拐事件」という。）の解決のために日本政府からイラン側に金銭を支払ったという事実はなく、御指摘の報道については、外務省として事実無根であると認識している。

四について

お尋ねの事実はない。

六について

イランにおける邦人誘拐事件の解決のために日本政府からイラン側に金銭を支払ったという事実はない。なお、御指摘のキルギスにおける邦人誘拐事件についても、日本政府として身代金を支払った事実はない。